

茨城県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者被保険者を対象とした無料の歯科健診を実施します！

平成28年度より茨城県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者被保険者を対象とした口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防することを目的として、無料の歯科健康診査を実施することとなりました。

○対象者

後期高齢者被保険者

- ①満75歳 昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの者
- ②満80歳 昭和10年4月1日～昭和11年3月31日生まれの者
- ③満85歳 昭和5年4月1日～昭和6年3月31日生まれの者

※8月に、対象となる方に歯科健康診査のご案内を送付いたします。

○実施期間 平成28年9月1日(木)～平成28年12月31日(土)

※ただし、歯科医療機関の休診日は除く。

○歯科健康診査実施機関

茨城県歯科医師会に属する歯科医療機関のうち、本事業を実施する歯科医療機関です。

※対象者の方には「実施歯科医療機関一覧表」を送付します。

○受診回数 1年度につき1回

○実施方法

ご案内が届きましたら、同封してある、実施歯科医療機関一覧表の中からご希望の歯科医院に予約し、「被保険者証」「歯科健診のご案内」「受診票」「健康手帳」「歯ブラシ」を持って受診してください。

※「問診票」は事前にご記入ください。

○健診内容

問診、口腔内の状態の検査や、口腔機能の評価など。

※受診料は無料ですが、歯科健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。

【問合せ先】

茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 029-309-1212

茨城県町保険課医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

介護保険負担限度額認定の申請について

（施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費に係る減額措置）

介護保険施設に入所したりショートステイを利用している方の中で、下表に該当する方は食費と居住費の減額措置を受けることができます。対象者の要件に該当する場合には、長寿福祉課まで申請してください。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、平成28年7月31日をもって有効期限が満了します。

つきましては、8月1日以降、改めて申請する必要があるようですので、お忘れにならないようお願いいたします。

また、平成27年度において非該当になった方も、今年度は該当になることがありますので、対象者の要件に該当する場合は申請してください。

なお、申請にはマイナンバーの記載が必要となります。申請に来た方は身元の確認できる書類（運転免許証等）と対象者の介護保険証を持参してください。

【申請先・問合せ先】

長寿福祉課
☎ 029（291）8407
（直通）

【減額対象者の要件と自己負担の上限日額】

対象者の要件	居 住 費					食 費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	従来型個室(特養・短期生活)	多床室	
生活保護の受給者等	820円	490円	490円	320円	0円	300円
住民税非課税世帯で、本人の課税・非課税年金※1収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下の方。	820円	490円	490円	420円	370円	390円
住民税非課税世帯で、本人の課税・非課税年金※1収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下の方。	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	650円

※1 平成28年8月1日から非課税年金（遺族年金・障害年金等）を収入として算定することになります。
※ 対象者の要件に該当しない方でも、世帯全員の収入や保有資産、預貯金の額等によっては該当になる場合があります。詳しくは、長寿福祉課までお問い合わせください。

茨城県町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業のご案内

茨城県町では、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。

なお、すでに購入された補聴器については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

○対象児童

次の項目の全てに該当する児童。

- 1 町内に住所を有する18歳未満の方。
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方。ただし、3に規定する医師が補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果があると認めた場合は、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の方で、身体障害者手帳の交付対象とならない方についても対象とします。
- 3 補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果が期待できると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師又は聴覚障害に係る身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が判断した方。

※所得等の条件により補助の対象とならない場合があります。

○補助額

基準額を上限とした購入費用の3分の2（1,000円未満は切り捨て）を補助します。

※基準額は補聴器の種類によって違います。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

介護慰労金支給申請を受け付けます

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、慰労金を支給します。

▼基準日

平成28年7月31日

▼支給対象

①概ね65歳以上の高齢者を在宅で介護している方。

②平成27年度町民税非課税の世帯であること。
③介護保険制度において、要介護4または5の認定が、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの期間中継続している方。

▼支給条件

平成27年8月1日から平成28年7月31日の間に介護保険サービスを利用しなかった方（ただし、7日以内のショートステイの利用を除く）。

▼支給額 10万円

▼申請期日

平成28年8月31日（水）まで

▼申請方法

長寿福祉課（4番窓口）で申請してください。

▼持参するもの

介護保険証、印鑑、申請者（介護者）本人の口座が分かるもの。

【問合せ先】長寿福祉課

☎ 029（291）8407（直通）